

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第5号

平成22年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年10月12日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 長谷川 健 一

1. 期 日 平成22年10月19日(火)午後2時30分開議
2. 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成22年10月19日

○現在議員12名で次のとおり

1番	藤	崎	良	次
2番	岡	村	芳	樹
3番		谷	正	彦
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	山	本	邦	男
7番	小	澤	定	明
8番	古	川	宏	史
9番	福	田		守
10番	内	海	和	雄
11番	越	川		司
12番	宮	野	孝	雄

平成22年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成22年10月19日(火曜日)午後2時30分開議

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案の上程

議案第1号から議案第4号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

日程第5 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 議席の指定
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 議案第1号から議案第4号の上程、説明
7. 議案第1号の質疑、討論、採決
8. 議案第2号の質疑、討論、採決
9. 議案第3号の質疑、討論、採決
10. 議案第4号の質疑、討論、採決
11. 一般質問
12. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	藤	崎	良	次
2番	岡	村	芳	樹
3番		谷	正	彦
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	山	本	邦	男
7番	小	澤	定	明
8番	古	川	宏	史
9番	福	田		守
10番	内	海	和	雄
11番	越	川		司
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	長	谷	川	健	一
副 管 理 者	蕨			和	雄
会 計 管 理 者	江	澤	弘	次	
消 防 長	鈴	木	義	信	
次 長	岡	田	文	夫	
消防本部参事兼 総務課長	今	井	定	男	
消防本部参事兼 企画課長	鈴	木	昭	三	
予 防 課 長	斉	藤	知	久	
査 察 調 査 課 長	滝	口	喜	代	松
消防本部参事兼 警 防 課 長	篠	田	啓	一	
通 信 指 令 課 長	豊	田	光	弘	
佐 倉 消 防 署 長	杉	原		芳	
志 津 消 防 署 長	麻	生		修	
八 街 消 防 署 長	岩	瀬	孝	行	
酒 々 井 消 防 署 長	今	井	秀	夫	

---

○議会事務局出席職員氏名

書 記 大 島 立 美  
書 記 安 藤 純 一

---

## 開会及び開議の宣告

(午後 2時34分)

○議長(谷正彦君) ただいまの出席議員は12名であります。したがって、平成22年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

---

## 諸般の報告

○議長(谷正彦君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

初めに、組合議会議員の辞職と選出であります。八街市議会から選出されておりました北村新司君より、組合議会議員を辞職したいとの届け出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、去る9月24日付で許可をいたしました。

そのため当組規約第5条の規定により、八街市議会から古川宏史君が新たに選出されましたので、ご報告をいたします。

また、監査委員より例月出納検査結果報告書の提出がありました。

お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

---

## 議席の指定

○議長(谷正彦君) 日程第1、議席の指定を行います。

このたび八街市から選出されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定をいたします。

議席番号 8番 古川宏史君

以上のとおり議席を指定いたします。

---

## 会議録署名議員の指名

○議長(谷正彦君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号10番、内海和雄君、議席番号1番、越川 司君の両名を指名いたします。

---

## 会期の決定

○議長(谷正彦君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

議案第1号から議案第4号の上程、説明

○議長（谷正彦君） 日程第4、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、長谷川健一君。

（管理者 長谷川健一君登壇）

○管理者（長谷川健一君） 本日ここに平成2年10月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

また、このたび八街市選出の北村新司議員が辞職され、新たに八街市議会議長の古川宏史議員が選出されました。今後とも地方行政の充実のため、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明申し上げます。

議案第1号 平成2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入の総額42億5,596万4,849円に対しまして、歳出総額40億8,581万6,467円で、歳入歳出差し引き残額は1億7,014万8,382円でございます。また、このうち1億4,957万3,000円を翌年度へ繰り越し、2,000万円を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。決算額を前年度と比較しますと、歳入では7,009万1,091円、1.7%の増、歳出では7,565万9,456円、1.8%の減でございます。

なお、本決算につきましては、去る8月25日に監査委員の審査を受け意見をいただいておりますので、この意見に対処するよう努力いたしております。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令により、現行基準に適合しない休止中の特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合期限について、危険物の貯蔵及び取り扱いを再開する日の前日まで延長するという期間延長事項が加えられたことにより、当該タンクの変更許可申請をする場合の事項について加えるものでございます。また、

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクの申請手数料を引き下げます。

議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、燃料電池発電設備に固体酸化物型燃料電池による発電設備を加えるものでございます。

また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設に設置した場合について住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置を免除するものでございます。

議案第4号は、平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,813万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,699万9,000円といたそうとするものでございます。

歳入の補正は、常備消防費分担金、財政調整基金繰入金、繰越金及び雑入をそれぞれ増額いたそうとするものでございます。

歳出の補正は、常備消防費のうち職員手当等で子ども手当を、備品購入費で警防用備品購入費を庁舎建設費のうち工事請負費をそれぞれ増額いたそうとするものです。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（谷正彦君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、岡田文夫君。

○次長（岡田文夫君） 次長の岡田文夫君でございます。提案理由の細部説明をいたします。

まず初めに、議案第1号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてのご説明をいたします。初めに、決算書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入につきまして、平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明をしてみたいと思います。まず初めに、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目常備消防費分担金につきまして、予算現額が36億2,569万1,000円で、調定額、収入済額ともに予算現額と同額でございます。これは構成市町からの常備消防費の分担金といたしまして収入があったものでございます。

別冊となっておりますが、主要施策の成果の説明書をごらんいただきたいと思っております。この3ページをお開きいただきたいと存じます。3といたしまして構成市町別分担金収入状況の表がございます。表の一番上の行になりますが、常備消防費分担金についての収入状況を記載してございます。佐倉市が22億2,526万5,000円で、八街市が10億1,770万1,000円、酒々井町が3億8,272万5,000円ござ

いました。その下の行となりますけれども、常備消防費分担金の負担割合が記載されておりますが、平成2年度につきましては、佐倉市が61.36%、八街市が28.08%、酒々井町が10.56%の負担割合で、構成市町より納入をいただいたものでございます。

それでは、決算書のほうに戻っていただきまして、決算書の3ページをお開きいただきたいと思えます。2目長期償還分担金でございますが、予算現額が2億9,416万4,000円に対しまして、調定額、収入済額はともに2億9,416万1,201円でございます。長期償還分担金につきましては、起債対象の事業ごとに借入れ別にそれぞれ構成市町に分担していただいておりますが、平成2年度分の収入済額の構成市町別の内訳は備考欄に記載してございますが、佐倉市が2億2,45万8,402円、八街市が4,977万8,238円、酒々井町が1,986万4,561円でございます。

2項負担金、1目広域化整備費負担金につきましては、予算現額36万6,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに36万5,379円でございます。これは構成市町からの消防救急無線広域化・共同化及び共同運用消防指令センター事業に関する負担金といたしまして収入があったものでございます。

別冊の主要施策の成果の説明書の3ページにお戻りいただきたいと思えます。表の4行目でございますが、広域化整備費負担金についての収入状況を記載してございます。佐倉市が22万4,197円で、八街市が10万2,598円、酒々井町が3万8,584円ございました。その下の行に広域化整備費負担金の負担割合が記載されておりますが、佐倉市が61.36%、八街市が28.08%、酒々井町が10.56%の負担割合で、構成市町より納入をいただいたものでございます。

それでは、決算書のほうに戻っていただきまして、3ページをお開きいただきたいと思えます。2目庁舎建設費負担金でございますが、予算現額が1億3,016万円で、調定額、収入済額ともに予算現額と同額でございます。庁舎建設費負担金につきましては、消防庁舎の改修及び改修に係る委託費に関する負担金といたしまして収入があったものでございます。

別冊の主要施策の成果の説明書の3ページにお戻りいただきたいと思えます。表の6行目になりますが、庁舎建設費負担金についての収入状況を記載してございます。佐倉市が7,986万8,000円で、八街市が3,654万8,000円、酒々井町が1,374万4,000円ございました。その下の行となりますけれども、庁舎建設費負担金の負担割合が記載されておりますが、佐倉市が61.36%、八街市が28.08%、酒々井町が10.56%の負担割合で、構成市町より納入をいただいたものでございます。

それでは、決算書のほうに戻っていただきまして、決算書の4ページをお開きいただきたいと思えます。2款材料及び手数料、1項手数料、1目手数料につきましては、予算現額200万円に対しまして、調定額、収入済額ともに169万8,380円でございます。これは危険物施設許可申請手数料等の収入でございました。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金につきましては、予算現額2,454万6,000円に対しまして、調定額2,454万6,000円、収入済額1,086万6,000円、収入未済額1,368万円でございます。収入済額の内訳につきましては、酒々井消防署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新に伴うも

のでございます。収入未済額の内訳につきましては、佐倉消防署の高規格救急自動車の更新の繰り越しに伴うものでございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目県補助金につきましては、収入がございませんでした。

5 ページに進んでいただきまして、5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金につきましては、予算現額 30万円に対しまして、調定額、収入済額ともに 30万 273円でございます。これは財政調整基金の預金利子でございます。

6 款寄附金につきましては、収入はございませんでした。

7 款繰入金につきましては、予算現額、調定額並びに収入済額ともに 6,700万円でございます。これは財政調整基金の繰り入れを行ったものでございます。

続いて、8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、予算現額 339万 7,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに 339万 7,025円ございました。これは前年度の繰越金でございます。

6 ページにお進みいただきまして、9 款諸収入、1 項預金利子につきましては、予算現額 1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに 2万 9,599円ございました。これは歳計現金預金利子でございます。

同じく 9 款の 2 項雑入、1 目雑入につきましては、予算現額 650万円に対しまして、調定額、収入済額ともに 619万 5,992円でございます。雑入の主なものといたしましては、東関東自動車道の救急業務に対します支弁金といたしまして 159万 6,400円、保険事務手数料につきましては、職員が加入いたします保険等の給与天引き事務に対します手数料といたしまして 334万 1,675円でございます。

10 款組合債、1 項組合債、1 目組合債につきましては、予算現額 1 億 4,400万円に対しまして、調定額 1 億 4,400万円、収入済額 1 億 1,610万円、収入未済額 2,790万円でございます。収入済額の内訳につきましては、消防車両等の更新に伴うものでございます。収入未済額の内訳につきましては、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事の繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明をさせていただきます。7 ページにお進みいただきしたいと思います。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費につきましては、議会の運営に要しました経費でございますが、予算現額が 163万 7,000円に対しまして、支出済額は 152万 8,752円で、不用額は 10万 8,248円でございます。予算現額に対します執行率は 93.4%ございました。

8 ページに進んでいただきまして、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、組合の運営に要しました経費でございますが、予算現額が 245万 9,000円に対しまして、支出済額が 23万 3,150円ございました。不用額は 8万 5,850円で、予算現額に対します執行率は 96.5%ございました。主な支出といたしましては、2 節積立金で財政調整基金への積立金といたしまして 200万円を積み立てたものでございます。

同じく 2 款総務費、2 項監査委員費、1 目監査委員費につきましては、監査事務に要しました経費でございますが、予算現額が 10万 4,000円に対しまして、支出済額が 9万 8,322円で、不用額が 5,678円

でございます。予算現額に対します執行率は94.5%でございます。

9ページに進んでいただきまして、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費の予算現額は3億3,498万1,000円で、支出済額は3億8,394万31円でございます。不用額は1,895万2,685円で、予算現額に対します執行率は98.7%でございます。

節ごとの主な支出といたしましては、2節給料1億9,955万1,808円、3節職員手当等で1億9,486万2,509円、4節共済費7億8,063万4,022円でございます。2節、3節、4節につきましては、消防職員の人件費となるものでございます。

10ページに進んでいただきまして、1節需用費につきましては1億1,419万2,364円を支出してございます。需用費の主なものといたしましては、消防本部及び消防署所9カ所の消防庁舎の光熱水費が3,914万6,264円、消防庁舎及び施設並びに物品等の修繕料といたしまして1,922万4,581円、消防職員の被服貸与にかかわる経費でございますが、2,210万7,255円、これを被服費として支出してございます。

11ページにお進みいただきまして、13節委託料といたしまして3,618万6,537円を支出いたしております。委託料の主な支出項目をご説明いたしたいと思っております。主なものといたしましては、上から1項目めになりますけれども、非常用予備発電装置保守点検業務委託168万円でございます。これは消防本部及び各署所の非常用予備発電装置保守点検委託料でございます。

次に、中ほどに記載してございます消防庁舎空調設備保守業務委託282万4,500円でございます。これは消防本部庁舎、臼井出張所及び志津南出張所の空調設備の保守業務委託でございます。

次の項目、コピーパフォーマンス444万1,100円につきましては、各署所に設置してございます事務用機器でありますコピー機の維持管理料でございます。

一番下段に記載してあります、職員健康診断委託料29万5,870円でございますが、これは労働安全衛生法に基づきまして、全職員を対象として実施いたしました職員健康診断委託料でございます。

そのほかでは、12ページになりますが、中ほどに記載してございます救急救命士病院研修委託70万円は、救急救命士の資格取得者に係る就業前研修委託料でございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。3項目め以降に記載しております発信地表示システム保守点検業務委託136万5,000円、消防無線設備保守点検業務委託149万479円及び車両動態位置管理装置保守点検業務委託206万3,499円につきましては、通信指令業務のための機器の保守委託業務に要した費用でございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。18節備品購入費の支出済額は1億2,824万9,195円でございます。備品購入費の内訳といたしましては、車両購入費が1億1,817万7,500円、警防用備品購入費といたしまして599万76円を支出いたしております。

15ページをごらんいただきたいと思います。同じく3款消防費、1項消防費、2目広域化整備費につきましては、当初予算額324万5,000円、補正予算額287万9,000円の減額、予算現額36万6,000円でご

ざいます。広域化整備費につきましては、共同運用消防指令センター事業及び消防救急無線デジタル化事業でありまして、共同運用消防指令センター仕様書作成委託費の確定及び消防救急無線デジタル化事業につきまして、市町村振興協会からの助成による事業費の減でございます。

同じく3款消防費、1項消防費、3目庁舎建設費につきましては、国の事業であります地域活性化経済対策臨時交付金充当事業であります佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修設計及び工事につきまして1億5,906万5,000円全額を繰越明許費により次年度へ繰り越しましたので、2年度の支出はございませんでした。

常備消防費の平成2年度の主な事業につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。別冊の主要施策の成果の説明書によりご説明をしてみたいと思っております。主要施策の成果の説明書の6ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、1の総務課主管の事業でございますが、(1)といたしまして、佐倉消防署臼井出張所外壁補修工事でございますが、この工事は開所後16年が経過し、劣化により外壁のタイルが剥落していることから、通行人及び職員の安全性を確保するため、外壁タイルの調査及び補修工事を行ったものでございます。この事業の完了によりまして、タイルの落下による通行人及び職員への危険性が排除され、またタイルの落下した部分を補修することにより老朽化の防止が図られました。支出額といたしましては、工事費で648万3,750円を支出いたしております。

そのほかの主な事業といたしましては、13ページをお開きいただきたいと思います。5の警防課主管の事業でございますが、車両整備といたしまして、アですが、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台を整備いたしております。これは酒々井消防署の配置車両の更新でございます、5,636万4,000円を支出いたしております。

14ページをお開きください。イといたしましては、消防ポンプ自動車1台を整備いたしております。これは志津消防署の配置車両の更新でございます、支出額といたしましては3,068万1,000円ございました。

15ページのウといたしましては、高規格救急自動車1台を整備いたしております。これは八街消防署八街南部出張所の配置車両の更新でございます、支出額といたしましては3,113万2,500円ございました。以上が主な事業でございます。

それでは、決算書にお戻りいただきたいと思います。決算書の15ページ、4款公債費、1項公債費につきましては、予算現額が2億9,751万5,000円で、支出済額が2億9,751万5,499円で、不用額は4,451円ございました。そのうち1目の元金といたしまして2億4,090万1,939円、2目の利子といたしまして5,660万8,610円を支出いたしております。

5款予備費につきましては、充用はございませんでした。

次に、16ページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。歳入総額が42億5,596万4,849円で、歳出総額40億8,581万6,467円、歳入歳出差引額が1億7,014万8,382円、翌年度へ繰り越す

べき財源が1億4,957万3,000円で、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定によりまして、2,000万円を基金に繰り入れを行ったものでございます。

続きまして、財産に関する調書、17ページ以降につきましては記載のとおりの内容でございます。

以上が議案第1号の概要説明でございます。

続きまして、議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についての細部につきましてご説明をさせていただきます。

平成2年政令第24号、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令が改正され、危険物の規制に関する政令の現行基準に適合しない休止中の特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合期限について、危険物の貯蔵及び取り扱いを再開する日の前日まで延長するという期間延長事項が加えられたことによりまして、別表中に当該タンクの変更許可申請をする場合の事項について加えるものでございます。

また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことによりまして、特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクの申請手数料をおおむね9%引き下げるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしています。

以上が議案第2号の説明でございます。

続きまして、議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての細部につきましてご説明をさせていただきます。これまでに実用化されている固体高分子型、リン酸型及び溶融炭酸塩型の燃料電池に加えて、固体酸化物型の燃料電池の実用化及び商品化の作業について進捗が見られましたことから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、新たに固体酸化物型燃料電池による発電設備について規定されたことによりまして、燃料電池発電設備に固体酸化物型燃料電池による発電設備を加えるものでございます。

また、第29条の5第3号から第5号中において引用しております、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の改正前の第3条第2項第2号が第3条第3項第2号に、第3条第2項第3号が第3条第3項第3号に、第3条第2項第4号が第3条第3項第4号に、それぞれ項の番号が改正されましたので改めるものでございます。

さらに、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴いまして、複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設に設置した場合につきまして住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置を免除する規定を加えるものでございます。

施行期日につきましては、平成2年12月1日からとし、第29条の5の規定は公布の日からとするほか、現に設置されまたは設置の工事がされている固体酸化物型燃料電池による発電設備で第8条の3

の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととしております。

以上が議案第3号の説明でございます。

続きまして、議案第4号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算の細部につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をしてみたいと存じます。

1の歳入でございますが、1款分担金及び負担金の補正内容につきましては、1項分担金、1目常備消防費分担金の補正でございます。常備消防費分担金の補正前の36億12万2,000円に、2,405万3,000円を増額をいたし、36億2,526万5,000円といたそうとするものでございます。構成市町別の内訳といたしましては、佐倉市が1,456万9,000円増額、八街市が693万2,000円増額、酒々井町が255万2,000円増額でございます。

7款の繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、補正前が1億円で、補正額が29万3,000円、補正後が1億29万3,000円といたそうとするものでございます。

8款の繰越金、1項繰越金、1目繰越金については、補正前が1,000円で、補正額が57万4,000円、補正後が5万5,000円といたそうとするものでございます。これは前年度の繰越金を補正の財源といたそうとするものでございます。

9款の諸収入、2項雑入、1目雑入につきましては、補正前が650万円で、補正額が59万8,000円、補正後が709万8,000円といたそうとするものでございます。これは財団法人日本防火協会の防火防災訓練用資機材助成金でございます。

以上が歳入についてでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。2の歳出でございますが、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきまして、補正前の額が3億3,547万9,000円で、補正額が2,527万6,000円、補正後の額が3億6,075万5,000円といたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、3節職員手当等は、子ども手当2,405万3,000円を平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行により補正しようとするものでございます。

18節備品購入費につきましては122万3,000円を補正しようとするものでございます。内容につきましては、警防用備品購入費といたしまして、救助活動中に破損しました化学防護服の更新といたしまして62万5,000円、財団法人日本防火協会助成事業といたしまして心肺蘇生訓練用人形59万8,000円をそれぞれ購入をいたそうとするものでございます。

3款消防費、1項消防費、3目庁舎建設費につきましては、補正前の額が2,623万8,000円で、補正額が286万2,000円、補正後の額が2,910万円といたそうとするものでございます。内容につきまして、角来出張所庁舎外構工事にフェンスの交換工事を追加しようとするものでございます。

以上が議案第4号についての細部説明でございます。

以上で提案理由の細部説明を終わらせていただきます。

---

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（谷正彦君） 議案第1号 平成2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、藤崎良次君。

○1番（藤崎良次君） 入札が行われておりまして、これまで郵便入札で一般競争入札で最近行われていますけれども、この決算の場合は入札関係で平均落札率はどのくらいになるのですか。

○議長（谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。藤崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

一般競争入札の平均落札率につきましては87.0%でございます。

○議長（谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 金額の大きいものは比較的消防ポンプ自動車などが95%以上のものが多いわけですが、今のは単純平均の値かなと思えますが、金額ベースだと幾らになるか計算がもししてあれば教えてほしいと思えますけれども。あと件数でいくと25%以上というのが4割程度あって、かなり高率な、高い率であるというふうな気がするわけですが、2年度に対しての入札はもう既に終わって、計算上出ているわけですが、その後の改善についてはどういうふうに行っているかお聞きします。

○議長（谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。ただいまの藤崎議員の質問にお答えいたします。

郵送での入札に変えて改善を行っております。

以上でございます。

○議長（谷正彦君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につ

いて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(谷正彦君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(谷正彦君) 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷正彦君) 質疑はなしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(谷正彦君) 議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷正彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(谷正彦君) 議案第4号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷正彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 一般質問

○議長(谷正彦君) 日程第5、一般質問を行います。

議席番号2番、岡村芳樹君の質問を許します。

(2番 岡村芳樹君登壇)

○2番(岡村芳樹君) 議席2番、岡村芳樹です。通告に従い順次質問いたします。

1、職員及び市民の安心・安全確保に向けた取り組みについて3点伺います。

1点目、角来出張所及び他の署所の施設整備の状況について伺います。消防組合では火災や救急を初めさまざまな災害から市民の生命、身体及び財産を保護するための重要な拠点である各署所の耐震化等を順次進めています。そこで今年度中に耐震改修工事を完了する予定で進められている角来出張

所について、現在の進捗状況とともに各署所の施設整備に向けた進捗の状況についてもあわせて伺います。

2点目に、災害現場での健康管理について伺います。8月23日佐倉市下勝田で発生した火災において、体調不良を訴えて救急搬送された消防職員がお亡くなりになったことは、まことに残念であります。改めてご冥福をお祈りします。

消防の任務は住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から保護することにあります。そのことは裏返せば、自身の生命が守られていることが前提であるといえましょう。特にことしの夏は酷暑、10年に1度というくらいの厳しい暑さでした。夜中とはいえ熱帯夜の中で長時間にわたる消火作業は大変酷なものであったと推察します。もう一人、別の職員が熱中症等が疑われる体調不良により救急搬送されたと聞きました。災害現場で作業する職員に対して、良好な体調を維持するための対策はどのように図られているか伺います。また、個別に持病等のある方は健常者より過酷になることも想定されます。日ごろから職員の健康状態の把握及び管理についてはどのように行われているのか、あわせて伺います。

3点目といたしまして、安全と効率をかんがみた資機材等の改善について伺います。現在当消防本部では65ミリホースが主流であると伺いました。今後職員の高齢化や女性職員の増加等のかんがみますと、取り扱い、取り回し等、機動性のよい50ミリホースへの切りかえも視野に入れて計画的に整備していくことが必要ではないかと考えます。全国的な傾向性とあわせて、どのように対策を講ずるのか伺います。

2つ目に、指揮隊設置後の状況と課題について伺います。ことし22年度より具体的に指揮隊が設置され運用が始まりました。そこでこれまでの半年間の運用状況を伺い、今後の対策についてあわせて伺います。

3番目に、消防訓練施設の確保について伺います。前の議会で職員の育成、資質の向上と強化のためには、充実した総合的な訓練施設の整備が必要であると申し述べました。1つは、日々の訓練施設と、さらには大規模災害を想定した訓練施設が必要と考えます。特に大規模災害を想定した訓練施設につきましても、県内複数の消防本部が広域で連携協力した上で整備を行っていく必要があると考えます。今後消防訓練施設の充実した整備について、将来に向けた展望と動向について伺います。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。岡村芳樹議員のご質問にお答えをいたします。

職員及び周囲の安心・安全確保に向けた取り組みについてのご質問でございますが、最初に角来出張所及び他の署所の施設整備の状況についてお答えします。佐倉消防署角来出張所庁舎は、昭和49年10月竣功後、36年が経過し老朽化が著しく、また平成8年9月に行いました耐震診断の結果では補強

等の必要性が指摘されておりました。平成2年度に耐震改修に向けた実施設計業務を委託し、現在耐震改修工事を行っております。工事の内容につきましては、庁舎の3階以上を撤去、補強壁を造作し耐震補強とともに仮眠室の個室化、着装室及び女性職員が宿直勤務できるよう施設の改善と生活環境等の充実を図ります。現在の進捗状況につきましては、8月上旬に工事に着手し、1階、2階の天井及び間仕切り等の撤去作業を終了し、屋上ペントハウス、屋上スラブ等の切断を実施しております。

11月上旬には撤去作業が完了する見込みで工事は順調に進んでおります。撤去作業終了後は屋根材の設置、補強壁などの増設、1階、2階の床、壁、天井等の仕上げを行い、平成23年2月下旬に耐震改修工事を完了する予定でございます。また、外構工事につきましては、11月下旬に入札を実施し、平成23年3月中旬に工事を完了し、4月1日から現在佐倉消防署で勤務をしている角来出張所職員を配置し運用を開始する予定でございます。

なお、角来出張所庁舎の耐震改修工事における負担金につきましては、平成2年度に市町村より交付されました経済危機対策臨時交付金を充當いたしまして事業を実施いたしました。他の署所につきましては、旧耐震基準で建築されました庁舎を対象に耐震診断を実施するとともに、現行基準に適合する改修工事を実施していく予定でございます。なお、旧耐震基準で建築されました庁舎につきましては、角来出張所のほかに八街消防署、酒々井消防署、八街南部出張所及び神門出張所がございます。八街消防庁舎につきましては、平成2年度より耐震診断を実施し、八街消防署庁舎耐震改修及び増改築工事实施設計業務委託を株式会社カトウ建築事務所と平成22年5月25日に委託契約を締結いたしました。設計業務につきましては、既存庁舎の耐震補強、また職員数の増加により手狭となっておりますことから、別棟を増築し、個室仮眠室、着装室、女性職員が宿直勤務できるよう施設の改善、整備を行います。

酒々井消防署庁舎につきましては、平成22年5月25日に株式会社千町村建築研究所と酒々井消防署庁舎耐震診断業務委託契約を締結いたしました。なお、耐震診断の結果につきましては、平成23年1月末に提出される予定でございます。

八街南部出張所庁舎につきましては、平成22年5月25日に株式会社カトウ建築事務所と八街南部出張所庁舎耐震診断業務委託契約を締結いたしました。なお、耐震診断の結果につきましては、平成23年1月末に提出される予定でございます。

また、神門出張所庁舎につきましては、平成23年度に耐震診断を計画しております。整備改修等につきましては、耐震診断の結果を踏まえ計画的に改修してまいりたいと考えております。

また、志津消防署、志津南出張所、臼井出張所につきましては、施設の維持管理に努め、老朽化し使用にたえない施設の改修を計画的に進めてまいります。

次に、災害現場での体調管理についてお答えします。災害現場におきましては人命救助を最優先に活動しておりますが、その前提には各隊員の安全が確保されて、その任務が達成できるものでございます。そのために当消防組合では各種活動基準や長時間消防活動における交代要員確保指針等を定め

隊員の管理を図っております。

平成 22年 8月 23日、佐倉市下勝田で発生いたしました建物火災現場におきまして、現場最高指揮者が隊員の安全管理を徹底しており、活動から 3分後、気温 24.9度、湿度 82.9%の中での活動でありましたことから、熱中症対策のため後方支援隊 1隊を特命出動させ、現場に飲料水等を追加補充しております。そして、防ぎょ活動開始から 2時間後、火災鎮圧状態となったため、活動方針を変更し、各隊交代による残火処理活動に切りかえ、各隊が 30分間の休憩をとりながら活動しておりましたが、休憩をしていた 2名の隊員が体調不良を訴え救急搬送されたものでございます。うち 1名の隊員が収容医療機関において 2日後に死亡するという大変残念な結果となってしまいました。今後より一層の各種基準等の円滑な運用を図り隊員の安全管理を徹底してまいりたいと考えます。

次に、日ごろから職員の健康状態の把握及び管理についてどのように行われていくかについてお答えいたします。隔日勤務者については年 2回定期健康診断を実施し、その結果を各職員に通知しております。特に再検査が必要な職員につきましては、所属長を経由し、本人への指導を依頼し、その結果を報告させております。

また、産業医による職場巡視と健康相談を各所属年 1回実施しており、産業医が健康診断の結果により指導職員を指名し健康相談を個別に受けさせております。

次に、安全と効率をかんがみた資機材等の改善についてお答えいたします。火災防ぎょ活動に必要不可欠であります消防ホースや筒先につきましては、高層建物においての水損防止、隊員への負担軽減や機動性等を考慮いたしまして、50ミリメートルホースや新型ガンタイプノズル等が全国的に普及しているのが現状でありまして、印旛郡市内の消防機関におきましても徐々に配備を進めている状況でございます。

当消防組合におきましては、これまで地域性、消防団との連携体制の確立及び大量放水が得られること等から 65ミリメートルホースを主流に配備しておりましたが、今後安全性及び効率性等を踏まえまして、50ミリメートルホースや新型ガンタイプノズルの来年度からの導入に向けて検討してまいります。

次に、指揮隊設置後の状況と課題についてのご質問にお答えいたします。平成 22年 4月 1日、消防本部警防課に指揮隊を設置いたしまして、5月 1日から本格運用をしております。なお、9月末現在におきまして 59件の各種災害に出動し、災害等の実態を把握、各種情報の収集、活動方針の決定及び隊員の安全管理等の任務に当たっております。

現状の課題といたしましては、消防司令長の階級である指揮隊長が各当務に 1名の配置でありますことから、指揮隊長の週休日等にありましては、各署所から同階級の者の補整勤務により、その任務に当たっております。このようなことから各署所職員への負担、また円滑な指揮活動が図れない部分が生じているのが実情でございます。今後 3部制勤務や平成 22年度に実施される指令センター共同運用事業を踏まえまして、人員配置を検討してまいりたいと考えます。

次に、消防訓練施設の確保についてのご質問にお答えします。複雑多岐にわたる消防の現場活動を確実なおかつ安全に行うためには日々の訓練が欠かせません。特に大規模災害等を想定した訓練は、施設等の都合上、現在困難な状況でございます。そのような訓練を想定した総合訓練所の確保について、近隣消防本部との共同設置につきましては、経費の負担方法等についての財政上の観点及び当該訓練については実践車両を用いての訓練でありますことから、他の市町村での訓練を考慮した場合、災害出動に重大な支障を来すことが考えられます。以上によりまして、基本的には管内に総合訓練場の確保について構成市町の理解をお願いしてまいります。なお、大規模災害の訓練につきましては、今後千葉県消防学校の施設の充実を千葉県に対して要請してまいります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（谷正彦君） 岡村芳樹君。

○2番（岡村芳樹君） 議席2番、岡村芳樹でございます。自席より再質問させていただきます。

災害現場での体調管理につきましてですが、このたび亡くなられた職員の方は公務、殉職扱いになると考えますが、そのような認識でよいのか、まず伺います。

そしてまた、現場に飲料水を追加補充したということでもございましたけれども、実際に職員が補給しない限り、それはまた意味がないということになってしまいますので、体調等が芳しくない場合であっても無理してしまう場合も当然これはあるかもしれません。当日の体調管理含めて、そのあたり細かく見ていくことについてもぜひ研究していただいて、さらに改善できるところは改善し、よりよい仕事が安心して行えるようにご配慮いただきたいと考えます。

そして、もう一点、安全と効率を考えた資機材等の改善についてでございますが、確認の意味でお聞きしますが、当初50ミリに整備していくに当たって水量等について問題ないのか、これについてもお聞きします。

（「済みません、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（谷正彦君） 今、暫時休憩という声ありましたけれども、岡村議員の一般質問が終了してからで大丈夫ですか。

企画課長。

○企画課長（鈴木昭三君） 岡村議員のご質問にお答えいたします。企画課長の鈴木昭三です。

今回の事故につきましては、消火作業中に発症しており、公務中の死亡事故でありますので、当消防本部といたしましては当然公務災害扱いとして考えております。しかし、殉職扱いにするためには公務災害の認定を受けなければならないため、現在地方公務員災害補償基金に対し、公務災害の認定を請求中であります。

○議長（谷正彦君） 警防課長。

○警防課長（篠田啓一君） 警防課長の篠田啓一でございます。岡村議員のご質問にお答えいたします。

職員の体調管理につきましては、所属長、それから当直責任者並びに各隊長等の責任者は、日ごろから職員の体調管理を含め安全管理には十分配慮しているところでございますが、今回このような事案を踏まえ、各種活動基準等を検証し、改善しなければいけないところは改善し、各隊員が安全で的確に任務が遂行できるように努めてまいります。

それから、2点目の50ミリホースを使用した場合、水量についてでございますが、50ミリホースを使用した場合は摩擦損失圧力が大きくなります。このため65ミリホースと同じ放水量を得るためにはポンプの圧力を上げることになります。ポンプに若干負担がかかりますが、当組合に配備してあります消防ポンプにつきましては、性能から考えると特に問題はないと思われま。今後さらなる研究を進め、50ミリホースの導入について検討をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷正彦君）これにて岡村芳樹君の一般質問を終結いたします。

ここで5分間、暫時休憩をいたします。

午後 3時45分休憩

---

午後 3時55分再開

○議長（谷正彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議席番号1番、藤崎良次君の質問を許します。

藤崎良次君。

（1番 藤崎良次君登壇）

○1番（藤崎良次君）議席1番、藤崎良次です。

まず最初に、消防業務における財政状況はということでお聞きします。国も地方も財政状況が大変厳しくなっておりまして、構成団体の財政状況も厳しさを増している状態です。そこで当消防組合の財政状況についてお聞きします。

まず、国の補助金の傾向ですが、消防関係の補助金は現在どのような状態になっているかお聞きします。また、これまでの消防関係の補助金の変遷はどのようであったかお聞きをいたします。

次に、地方交付税の傾向について質問します。国の地方交付税については、現在の地方分権の進捗状況とも関係して、その変化が進んでいるところです。地方交付税措置の現状をお聞きします。そして、基準財政需要額についての計算も非常に変化をしているところですが、それへの対応、それからどのように変化しているか、これについてお聞きします。

それから、起債償還額の今後の見込みについて、当消防組合の起債償還額及び起債について、今後の見込みをお聞きします。

それから、厳しい財政状況のもとでは予算が減額になっております。社会の人口減少傾向などにより予算規模の減額が見込まれるわけですが、これに対する対策をどう考えているかお聞きします。ま

た、社会が成熟して各事業、各事業の保守費用が増えることがいろんな分野で懸念されています。消防事業はむしろ設備費よりも人件費の比率がとても高いような状態です。しかし、その設備の老朽化も進んでいることでもありますので、その老朽化対策をどう考えているかお聞きします。

次に、緊急援助隊について聞きます。今年度の緊急消防援助隊地域ブロック全国合同訓練も計画されており、地域ブロック合同訓練の関東ブロックでは11月20日から21日に東京の晴海埠頭周辺で実施されます。そこで消防組織法における緊急援助隊についてお聞きしますが、制定時の経緯や消防組織法上の位置づけについて答弁をお願いいたします。

そして、当消防組合における体制についてお聞きします。この緊急援助隊に対する取り組みはどのようにしているのか、また組織上の改正なども含めて答弁をお願いします。

それから、今のはブロック全国合同訓練の質問ですが、その他の緊急援助と、それへの取り組みについてもお聞きします。

次に、大規模災害時に特に問題になりますが、地震による家具等の転倒防止について、これについて、このことの取り組み状況を聞きます。また、阪神・淡路大震災における家具等の転倒による被害状況、特に死者ですが、これはどうであったかお聞きします。この家具などの転倒防止対策については、建築基準法の改正や消防法改正も必要であろうと考えられるところです。消防本部がこれらのことについてどう考えていくか。また、これらの改正については現在どのように取り組まれているかお聞きします。

次に、火災などについてお聞きします。最近の火災の発生状況についてお聞きします。

それから、各種の統計を見ますと人的な火災、これは放火や自殺の場合の放火ですが、これがかなり大きなウエートを占めるということが報告されています。そこで放火や自殺による火災については、その比率が非常に高いものとなっていますけれども、消防組合ではどのように把握して、どのような対策をとっているかお聞きします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。藤崎良次議員のご質問にお答えいたします。

まず、消防業務における財政状況ほかについてのご質問でございますが、最初に国の補助金の傾向についてお答えいたします。消防関係の国の補助金は現在、消防防災施設整備補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の2項目でございます。消防防災施設整備費補助金の対象は、消防施設強化促進法に定められました貯水槽等の設備でございます。また、緊急消防援助隊設備整備費補助金は、消防組織法第49条第2項に規定されております緊急消防援助隊に登録された車両等についての補助でございます。補助金の編成につきましては、昭和26年度に補助金制度が公布され、昭和28年度に消防施設強化促進法が成立し、現行の常備消防費に係る補助制度が確立されました。その後、平成7年に起

きた阪神・淡路大震災の教訓にかんがみ消防緊急援助隊要綱が制定され、また消防補助金におきましても緊急消防援助隊の充実強化を図ってまいりましたが、財政状況の緊迫等によりまして、平成17年度に国の示す三位一体改革により消防防災設備整備費補助金の常備消防分が廃止されました。その翌年の平成18年度には常備消防分に続き消防団総合整備事業が廃止され、現在に至っております。

次に、地方交付税の傾向についてお答えいたします。地方交付税については、私たち組合ですので直接交付税措置はございませんが、三位一体改革による補助制度の見直しによりまして、緊急消防援助隊登録車両以外は補助が受けられなくなりました。このことから一般財源のみでの消防車両等の更新は構成市町の財源を圧迫するため、交付税措置のある地方債を活用し構成市町の負担の軽減を図っております。消防で活用できる交付税措置、いわゆる地方債は、補正予算債、防災対策事業債及び施設整備事業債でございます。

次に、消防費に係る基準財政需要額につきましては単位費用による算出が主となっております。単位費用につきましては、平成15年度の1万900円をピークに減額となっておりますが、平成20年度から国の政策で住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要になっていることを踏まえ増額となり、現在は1万1,400円となっております。また、単位費用以外の補正係数につきましては、段階補正といたしまして、人口による補正、密度補正といたしまして人口密度による補正、態容補正といたしまして地域の特性による補正及び事業費補正といたしまして施設整備事業債に係る地方債発行額による補正がございます。係数につきましては、事業費補正は施設整備事業債の発行額によりまして措置され、その他の数値は国が示す人口10万人当たりの職員数を根拠として算出しております。

次に、起債の償還額の今後の見込み及び当該年度における起債償還額と起債額についてお答えいたします。起債償還額の今後の見込みにつきましては、平成26年度元利償還額3億3,500万円をピークに減となる予定でございます。また、当該年度の起債額につきましては、特別な事業を除き、当該年度の元金償還額を上回らない額により実施しております。

次に、予算の減額に対する対策についてお答えします。構成市町の一部事務組合の予算に対する意向につきましては、次年度予算に対し前年度の予算を超えないこととし、事務事業の見直し及び設備、方針の延期等の措置を講じ負担金の削減に努めるよう要請がございました。その要請を踏まえまして、当消防組合の予算の減額に対する主な対策といたしましては、人件費につきましては職員手当等の削減に取り組み、また車両の更新につきましては更新基準の見直しを行い、基準年数を延長することにより予算の削減に努めております。設備の老朽化対策につきましては、設備等を維持管理していくためのメンテナンスが必要不可欠でございます。そのため消防組合では消防の責務を果たすために使用する消防自動車、救急自動車及びさまざまな消防機械器具や消防庁舎、庁舎附帯設備などの維持管理につきましては、職員による点検、整備はもとより、法令に基づく定期点検、経時変化に伴う劣化、消耗の程度を判断するのに高度な専門知識を有する技術者の派遣による点検、診断等を実施しており

ます。また、故障や破損等により機能不能になった設備等の修繕を行っております。当消防組合の修繕の予算計上につきましては、過去5年間の修繕の実績により突発的な修繕の対応、また維持管理費等の必要性から定期的に備品交換等が必要な設備につきましても考慮しながら計上をしております。今後は庁舎及び附帯設備等の老朽化が見込まれ、設備等の更新または庁舎の補修等、大規模な修繕につきまして計画的な維持管理に努めながら修繕等の必要性を見きわめ、財政状況の健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、緊急援助隊ほかについてのご質問ですが、最初に消防組織法における緊急援助隊についてお答えいたします。平成7年1月1日に発生した阪神・淡路大震災では、死者6,000人、負傷者4,000人、家屋被害60万棟を超える被害をもたらし、兵庫県内の消防応援とあわせて全国4都道府県、延べ約3万2,000人の消防応援が実施され、当消防組合からも救助部隊1隊8名が応援出動いたしました。この災害を契機に、平成7年6月、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助等がより効果的かつ迅速に実施されるよう全国の消防機関相互による援助体制を構築するため緊急消防援助隊が創設されました。その後、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘される中、緊急対応体制の充実、強化を図るため、平成15年6月、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置づけと、消防庁長官の出動指揮権の創設及び国の財政措置を規定すること等から消防組織法が改正され、翌年4月に現在の緊急消防援助隊が発足いたしました。具体的には大規模災害等が発生した場合、消防組織法第44条の規定によりまして、被災地の市町村長から要請を受けた都道府県知事は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊を出動要請することとなります。要請を受けた消防庁長官は、他の都道府県知事に対して緊急消防援助隊の出動を求めることとなります。

次に、消防組合における体制についてお答えします。平成22年10月1日現在、当消防組合における緊急消防援助隊への登録状況は、消防部隊3隊15名、救助部隊1隊5名、救急部隊3隊9名、後方支援部隊2隊4名の計9隊33名が登録されております。

なお、今年度4月1日付で後方支援部隊を強化することから、災害対応多目的車1隊2名、10月1日付で平成22年度緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付を受けた佐倉消防署高規格救急自動車1隊3名を増隊登録しております。出動状況につきましては、発足以来具体的な応援出動はございませんが、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成22年8月の静岡県駿河湾を震源とする地震の発生後、直ちに千葉県に対して、消火部隊、救助部隊、救急部隊の出動が可能である旨の報告をいたしております。

なお、緊急消防援助隊千葉県応援等実施計画によりまして、当消防組合は第2次派遣隊長の任務が命じられておりますことから、今後の国内において地震等の大規模災害が発生した場合には積極的に応援出動していくことを考えております。また、消防緊急援助隊相互間の連携強化を図るため、総務省、消防庁が定めた緊急消防援助隊基本計画に基づきまして、全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練が定期的実施されており、当消防組合といたしましても積極的に訓練に参加しております。全国

合同訓練におきましては5年ごとに実施され、今年度は愛知県知多市で実施され、第4回目となります。関東ブロック合同訓練につきましては毎年実施され、関東ブロックを構成する1都9県が輪番制で担当しており、千葉県におきましては昨年度担当し、千葉市美浜区幕張新都心内の造成地で実施され、当消防組合からは指揮隊2隊、救助部隊1隊、後方支援部隊1隊、計22名が訓練に参加いたしました。今年度につきましては東京都中央区晴海埠頭のメイン会場を中心に、都内9の訓練会場で実施予定であり、当消防組合からは消火部隊1隊、後方支援部隊2隊の計3隊1名が参加予定でございます。

緊急消防援助隊以外の緊急援助組織といたしましては、国際的に活動する国際消防救助隊の救助チームに所属しております。国際緊急援助隊は国際緊急援助活動の一翼を担う消防救助部隊であり、国内で活動する緊急消防援助隊とは別体系で組織された救助の専門部隊でございます。両隊とも活動内容は類似してございますが、都道府県を越えて編成されることや国外で活躍するという点が大きく違っております。国際緊急援助隊には国際消防救助隊が所属する救助チームのほかに、救急医療や防疫のための医療チーム、復旧や災害の応急措置のための専門家チームがございます。これら3つのチームが協力して被災国への人的、物的援助を行うものであり、大規模な災害が発生した国に先進の救助、医療、応急、復旧などの技術で貢献することは、国際社会における日本の義務と言っても過言ではございません。発足の経過につきましては、昭和62年に国際緊急援助隊の派遣に関する法律が公布され、総合的な海外派遣の体制が整い、被災国からの要請があれば国家レベルの迅速な対応が可能となっております。

平成22年4月現在、全国の消防機関における国際消防救助隊の登録状況につきましては、政令指定都市を初め7消防本部、599名の登録体制となっており、千葉県では7消防本部47名が登録され、当消防組合からも6名の隊員が登録されております。これまでの派遣実績につきましては、1回の救助活動や支援活動を行っておりますが、当消防組合からの派遣につきましては、現在のところ実績はございません。

次に、地震による家具等の転倒防止措置の取り組み状況、啓蒙普及活動等についてお答えいたします。当消防組合といたしましては、大規模地震発生時の活動拠点となる消防本部、各消防署及び出張所の地震による転倒のおそれのある設備等に対しまして、今年度より順次転倒防止措置を進めております。啓蒙普及活動といたしましては、阪神・淡路大震災を契機に地震に関する広報用冊子及び防災指導用ビデオを購入し、地域住民及び事業所で行う防火訓練等において活用しております。また、転倒防止措置は地震に備える5項目のうちの一つとしてとらえ、当消防組合公式ホームページ及び広報紙ダイヤル119に転倒防止措置の大切さについて掲載し広報を行っております。

次に、法改正につきましては、多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模建築物につきまして、消防防災上のリスクを伴う社会公共への責任の観点から、消防法の一部を改正する法律等が平成22年6月1日に施行され、自衛消防組織の設置、防災管理者の選任、大規模地震に係る消防計

画の作成が義務づけられ、消防計画において収容物等の転倒、移動及び落下防止の措置を講じることとされていますが、消防法施行令、別表第1の用途で一定規模以上の建築建物に対する規定であり、一般住宅に対する規定はございません。規定を設けるとすれば火災予防条例において検討すべきと考えますが、当消防組合火災予防条例は総務省消防庁が示す火災予防条例に準じておりますので、国の動向を見ながら検討してまいりたいと思います。

次に、阪神・淡路大震災による人的被害につきまして、さまざまな資料がございますが、内閣府の資料により回答申し上げます。死者6,434人、負傷者4万3,792人ということで、死者の約8割の5,000人以上が家屋の倒壊や家具の転倒による圧迫死と報告されております。

次に、火災等についてのご質問でございますが、最初に最近の動向についてお答えいたします。最近の出火件数の推移についてでございますが、全国の過去5年間の総出火件数は、平成17年中に5万7,460件であったものが年々減少傾向となりまして、平成21年中は5万1,139件と6,321件の減少となりました。

次に、21年中の火災種別ごとの出火件数につきましては、建物火災が2万8,372件で最も多く、全体の55.9%を占めており、前年と比較いたしますと1,681件の減少、車両火災は5,328件で321件の減少、林野火災は2,084件で193件増加、その他火災、これは火災統計上、枯れ草、廃材、廃車車両などが燃えた火災であります。1万5,244件で256件の増加となっております。過去5年間で見ますと建物火災と車両火災につきましては年々減少しております。

次に、平成21年中に発生した建物火災における用途別発生件数につきましては、一般住宅が1万531件で最も多く、全体の37.1%を占めており、前年と比較いたしますと633件の減少、次いで共同住宅が5,025件、これは店舗など不特定多数の者が出入りする部分が含まれた、複数の用途に使用されている建物でございますが、2,267件、次に工場で1,693件の順となっております。

続きまして、平成21年中に発生した全火災における出火原因についてでございますが、これは放火の疑いを含めた件数でございますが、1万1,205件で最も多く、全体の21.9%を占めており、前年と比較いたしますと429件の増加、続いてコンロが5,139件、たばこが4,997件、次にたき火が3,021件の順となっております。この順位につきましても過去5年間に おきまして、ストーブと火遊びの順番の変動等はございますが、ほぼ同じ原因となっており、放火につきましては13年連続して出火原因の第1位となっております。これを建物火災について見ますと、コンロが5,054件で最も多く、全体の17.8%を占めており、407件の減少、続いて放火が4,935件、たばこが2,970件、ストーブが1,427件、電話、電灯等の配線が1,028件の順となっております。

次に、人為的放火についてお答えいたします。まず、全国の放火自殺者数の傾向を見ますと、平成17年は636人で、死者は全体の29.0%でありましたものが、平成21年には564人と死者全体の30%と全国の出火件数と同様に、放火自殺者自体の数は減少傾向にございますが、割合といたしましては全体の約3割程度であり、横ばいの状況でございます。これらの実情を踏まえまして、当消防組合では放

火による火災予防対策といたしまして、連続して発生している場合には警察、構成市町と協議して、消防車両の巡回、消防団への巡視依頼、消防組合公式ホームページでの注意喚起、自治会へ情報提供を行う回覧の送付などを実施しております。また、放火を未然に防ぐこれらの対策といたしましては、新聞折り込みを通じて配布する広報紙、ダイヤル119での注意喚起、春と秋の火災予防運動や年末の特別警戒中に消防車両による巡回広報、各種放火対象物等の立入検査時における指導、消防訓練や防火指導時などに行う防火対策についての講話、また国から送付されましたパンフレットの配布などを実施しております。放火自殺者の発生防止対策につきましては特に実施しておりませんが、引き続き住宅用火災警報器の普及促進などを含め、さらに予防に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、藤崎議員の答弁を終わらせていただきます。

---

#### 会議時間の延長

○議長（谷正彦君） この際、時間を延長いたします。

---

○議長（谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 財政状況が厳しく、今の減額なども実際進行中ということで、また大規模災害の発生なども予想されておりまして、なかなか大変だとは思いますが、いろいろ工夫をして、また努力もお願いして、市民の安全を守っていただきたいと思っております。

以上です。終わります。

○議長（谷正彦君） これにて藤崎良次君の一般質問を終結いたします。

---

#### 閉会の宣告

○議長（谷正彦君） 以上をもちまして、平成22年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 4時25分）